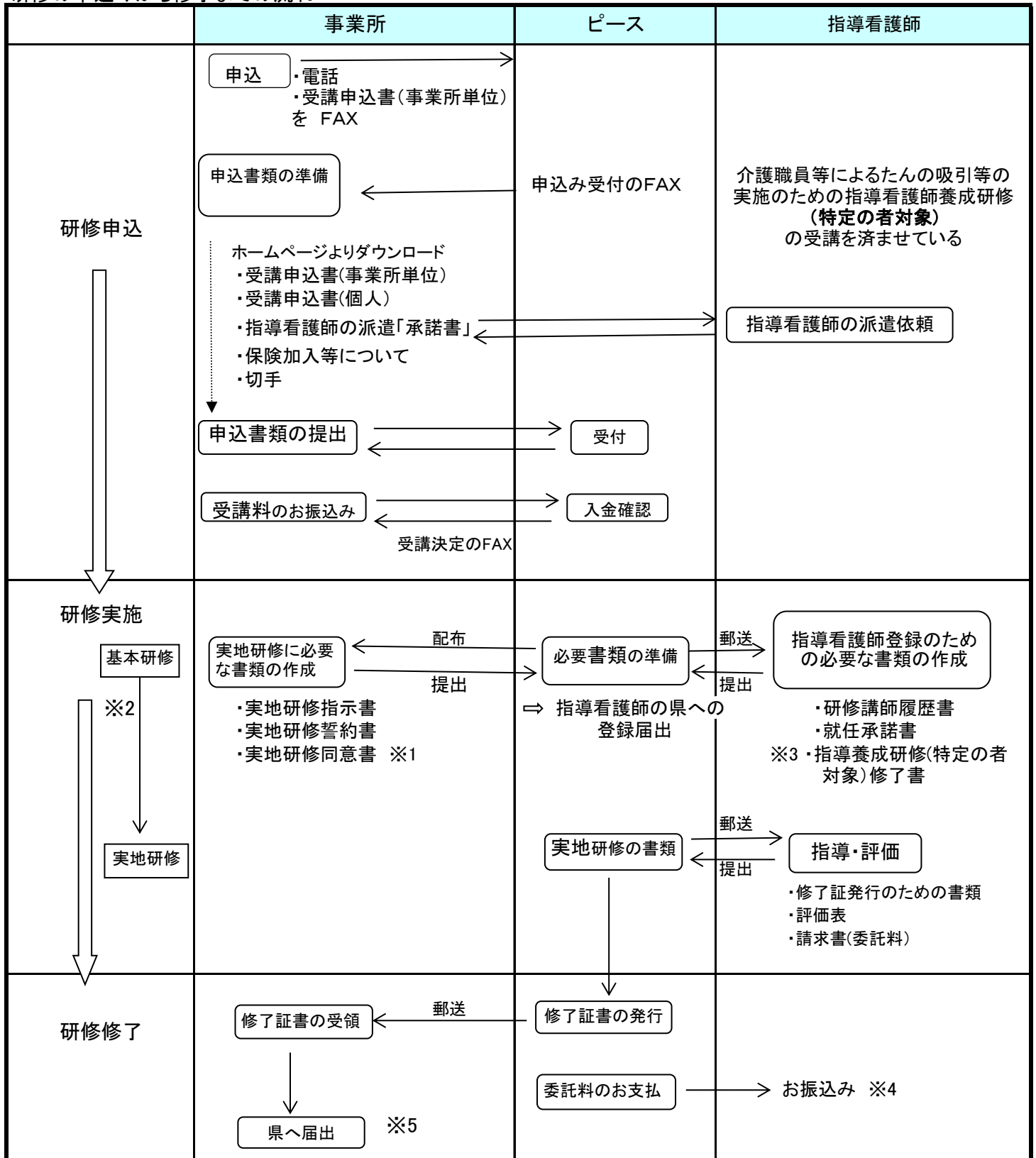


研修の申込みから修了までの流れ



※1 受講決定者は、当研修への参加について利用者への説明を行っていただき、実地研修受講前に利用者の「同意書」を提出していただきます。

※2 基本研修の最終日の筆記試験に合格すると、基本研修修了となります。基本研修の修了前に、実地研修を行うことは出来ません。

※3 指導者養成研修を修了後、「指導者養成研修(特定の者対象)修了書」が県から交付されます。

※4 指導看護師への委託料は1組(1人の介護職員と1人の利用者の組合せ)につき8800円を、ピースから指導看護師へ支払います。

※5 交付された「喀痰吸引等研修修了証」を添付し、認定申請を各事業所・各自にて行っていただきます。県が申請受理後、『認定証』が県から交付されます。